

A: 加工食品販売に伴う保健所への申請手続きについて

アースデイ東京における出店にて飲食物を取り扱う場合には、保健所への申請が必要です。
下記記載内容を熟読の上、販売内容書をご記入、ご提出いただきますようお願いいたします。

販売可能な食品について

販売する加工食品は、保健所許可施設で製造・加工された食品に限ります。
また、食品衛生法 19 条の規定に基づく適正な表示がされている食品に限ります。

- ・野菜、果物、乾物類
- ・菓子(生菓子を除く)
- ・缶詰・瓶詰め食品、その他包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。

- ・法令等により保存基準が定められていない商品
- ・野菜・果物以外は、容器・包装されたものに限る
- ・生もの、牛乳、肉類、その場で調理を必要とする商品

注意事項

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。

- ・その場での調理を必要とするものは食品衛生法の販売許可が必要なため取り扱いできません。
- ・全ての販売は、ブース内で行ってください。
- ・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、塵埃等に汚染されないように保管してください。

・販売物には食品衛生法 19 条に基づくラベル表示をしてください。

- * 品名
- * 製造者の住所
- * 製造者の社名
- * 製造者の氏名
- * 消費期限(日付明記のこと)
- * 注意事項(例:開封後はお早めにお召し上がり下さい)
- * その他、管轄する保健所が必要と認めた事項

・試飲、試食はできません。

・ご申請いただきました商品でも今後保健所との調整の中で、変更・調整いただく場合があります。
予めご了承ください。

・出展者間及び出展エリアでの対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出展者の責任とし、主催者はその責任を負いません。

特定企画申請書A

食品販売内容申請書

団体名		担当者	
電話番号		FAX	
携帯番号			

参加要項、その他書類は熟読のうえ、その内容を確認しました。出展に伴う、事故及び食品販売に起因する全ての事項については、当団体が責任を持って解決いたします。主催者に一切の賠償などの請求は行いません。自社で出たゴミなどについては持ち帰りを徹底し、会場内においても係員の指示に従います。

ご署名		印
-----	--	---

■取扱い商品リスト

商品名	内容（詳しく）	形態	販売予定価格
例) クッキー	ごま入りクッキー	袋詰め	600 円

お申し込み・お問い合わせ
アースデイ東京 2015 実行委員会 事務局
 〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-23
 TEL 03-5315-4405 FAX 03-5315-4406 Email office@earthday-tokyo.org
 URL <http://www.earthday-tokyo.org/>

※お電話によるお問い合わせは、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の、10時から17時までにお問い合わせいたします。